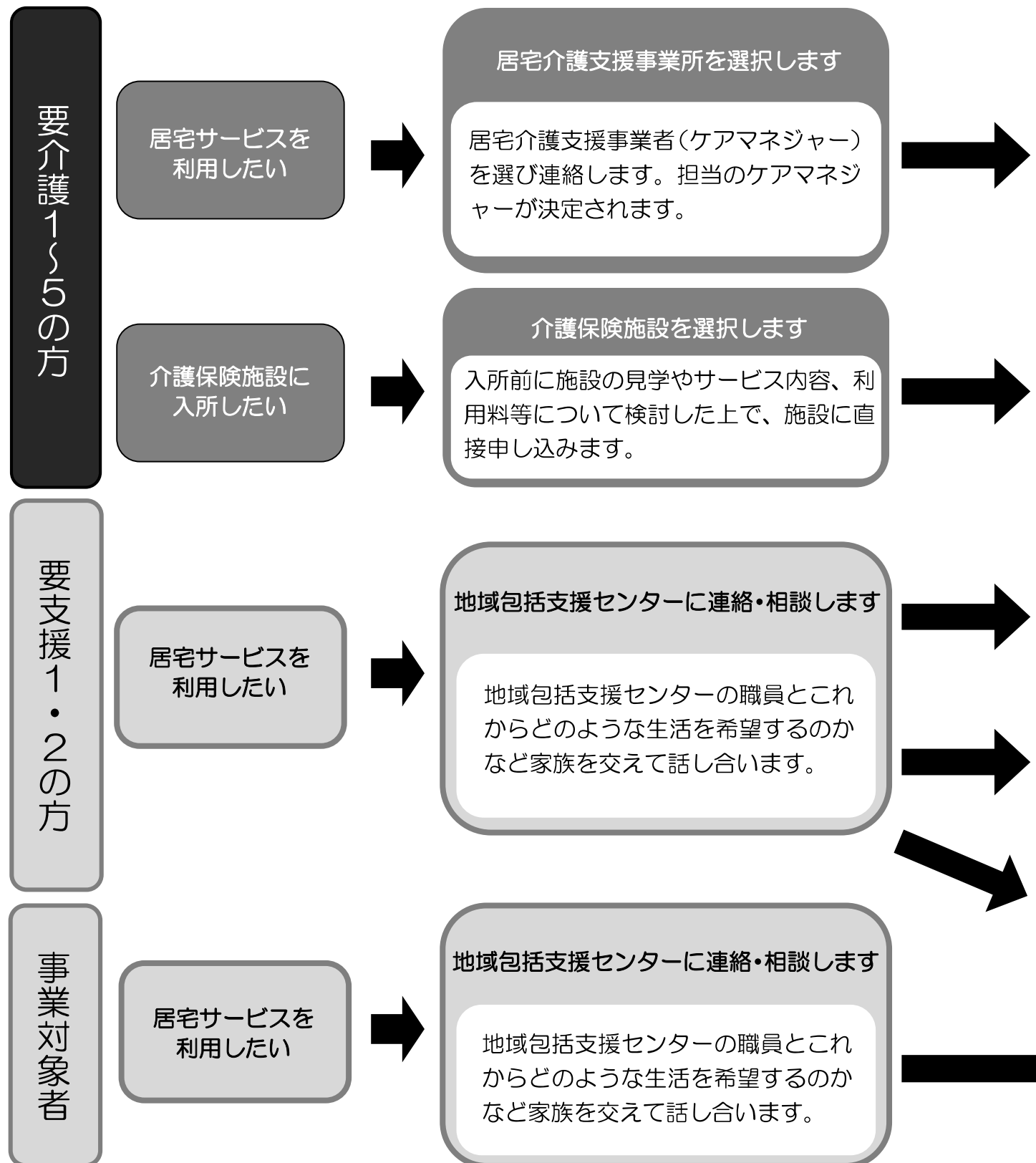


介護保険サービス利用の手順

要介護1～5と認定された方は、居宅介護支援事業所に連絡し、ケアマネジャーに希望を伝えてケアプラン（介護サービス計画）を作成した上で介護サービスを利用します。※P11①参照

要支援1・2と認定された方、または事業対象者となった方は、地域包括支援センターに連絡し、介護予防ケアプラン（介護サービス計画）の作成、または介護予防ケアマネジメントを実施した上で介護保険サービスを利用します。※P11①参照

ケアプランの作成、ケアマネジメントの実施、および相談に関する利用者負担はありません。なお、ケアプランは自己作成する事もできます。



介護情報サービスについて

「介護サービス情報の公表制度」を御活用ください。サービスの選択を支援する仕組みになっています。介護保険サービスや事業所・施設を検討する際に選ぶための情報を提供しています。インターネットを通じていつでもだれでも情報を取得できます。

検索キーワード：介護サービス情報公表システム 宮崎県

URL：<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

ケアプランを作成します

担当のケアマネジャーと一緒にケアプラン（介護サービス計画）を相談しながら作成します。

居宅サービスを利用します

サービス事業者と契約します。契約にあたってはサービスの内容や料金などを確認しましょう。ケアプランに沿って居宅サービスを利用します。

ケアプランを作成します

入所した施設のケアマネジャーとケアプランを作ります。

施設サービスを利用します

ケアプランに沿って介護保険の施設サービスを利用します。

【希望サービス】

「介護予防サービス」のみ利用

「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」を併用

「介護予防・生活支援サービス事業」を利用

ケアプラン（介護サービス計画）

地域包括支援センターの職員と介護予防ケアプラン（利用するサービスの種類や量を決めた計画書）を相談しながら作成します。

介護予防ケアマネジメントを実施します

地域包括支援センターの職員と介護予防ケアマネジメント（利用するサービスの種類や量を決めるもの）を相談しながら実施します。

介護予防サービス等を利用します

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービスの内容や料金などを確認しましょう。
- 介護予防ケアプラン、又は介護予防ケアマネジメントに沿って居宅サービスを利用します。

「介護予防・生活支援サービス事業」のみ利用可能